

進級判定の実施について

平成8年3月21日第19回教授会

改正 平成27年3月18日

第1 進級判定の趣旨

本学は、医療専門職の養成を主たる目的の一つとしており、教育内容は、本質的に技術教育の性格を有する。

特に、専門教育においては、それぞれの専門領域内での系統性が強く、一定の知識が前提として求められる。

授業科目を履修する前に、前提となる知識の有無を判断し、その確実な修得を図るため、単位制の原則を損なわない範囲で次年次の履修に制限を加える。

第2 用語の定義

- 1 進級 年度が改まったときに、次の年次の学生としての扱いを受けること。
- 2 原級据え置き 年度が改まったも、同一年次の扱いを継続して受けること。

第3 進級判定の時期

- 1 2年次末において進級判定を行う。
- 2 休学等により特に必要がある場合は、1以外の時期に判定を行うことができる。

第4 進級の基準

- 1 1年次及び2年次において修得すべき必修科目を全て修得していること。
- 2 未修得の必修科目が履修規程第11条に規定する再受験科目のみであること。

第5 原級据置となった者の授業の履修

- 1 進級の基準を充足するために必要な科目を履修又は再履修する。
- 2 1年次及び2年次に開講する選択科目のうち未履修の科目の履修に努める。

第6 進級判定の手続

- 1 学務委員会は、全学生について第4の基準に該当するかどうかを審査し、結果を教授会に報告する。
- 2 学長は、教授会に意見を聴いて進級の可否を決定する。
- 3 決定の結果は、掲示により学生に通知する。

第7 休学者等の取扱い

休学により単位を取得できなかった者、又は該当年次において不合格科目が多く次年次における科目履修が困難と認められる者は、第3に定める判定の時期以外の時期においても、当該学生の所属学科の長の申し出に基づき、原級据置の措置を講ずることができる。この場合の手続は、第6の2を準用する。

第8 適用の時期

この取扱いは、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この取扱いは、平成27年4月1日から適用する。